

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局	
許 認 可 等 名	農地の転用の許可（4ha以下）	
根 拠 法 令	農地法	
根 拠 条 項	第4条第1項	
連 絡 先	(電話 088-621-5393)	
審 査 基 準	基 準	徳島県農地関係事務処理要領による。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 5年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 42日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 5年 4月 1日最終変更）